

## 軽井沢町手話言語条例

手話とは、物の名前や抽象的な概念等を手や指、身体の動き、顔の表情を使って表す独自の文法体系を有する視覚言語であり、豊かな人間性を涵養し、知的で心豊かな生活を送るための文化的所産です。

生まれてすぐに又は幼い頃に失聴した人々にとっての母語は、多くの場合、手話です。手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段であり、手話で会話し、学ぶことは、大切な権利です。

手話は、古くから使用されていますが、長い間言語として認められず、手話を使用できる環境は十分に整えられてきませんでした。地域、職場、学校などの社会において手話の使用は制約されてきました。それでも、手話は、これを使用する聴覚障害者の間で廃れることなく大切に守り育てられてきました。

平成18年に障害者の権利に関する条約が採択されたことを受け、その締結に向けて国内での障害者に関係する法制度の整備が行われ、平成23年に障害者基本法の改正により同法に言語に手話を含む旨が規定されましたが、「手話は言語である」という認識は、国内社会では依然として共有されていません。

軽井沢町は、古くより中山道を往来する人々と交流し、別荘が数多く建てられて発展してきた町であり、多様な人々との交わりを大切にしてきた歴史があります。国際親善文化観光都市として、町を訪れる人を含む全ての住民が心を通わせ理解し合える地域社会の実現を目指し、手話や聴覚障害者への理解を促進し、手話で会話ができる環境を整えるため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、並びに町の責務及び住民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の手話及び聴覚障害者に対する理解の促進を図り、もって聴覚障害者と聴覚障害者以外の者が心を通わせ理解し合える地域社会を

現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「手話の普及」とは、手話に対する関心と理解の促進その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 住民が、手話は、独自の文法体系を持つ言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的で心豊かな生活に欠くことのできない文化的所産であるとの認識を深めることができるようにすること。
- (2) 聴覚障害者と聴覚障害者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、聴覚障害者の意思疎通を行う権利を尊重し、聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及を推進するものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、外形上明らかでない障害があることを認識し、手話並びに聴覚障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、町が実施する手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第6条 手話通訳者は、基本理念にのっとり、町が実施する手話の普及に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割等)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する手話の普及に関する施策に協力するとともに、手話を使用する聴覚障害者に対しサービスを提供するとき、又は手話を使用する聴覚障害者を雇用するときは、手

話の使用について配慮するよう努めるものとする。

2 町は、事業者が前項の役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第8条 町、住民、手話通訳者及び事業者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第9条 町は、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針(次項及び第3項において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話の普及の基本的な方向に関する事項

(2) 手話の普及の内容に関する事項

(3) その他手話の普及に関する重要事項

3 町は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、手話を使用する聴覚障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第10条 町は、住民が手話を学ぶ機会を確保するため、手話に関する講座の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、住民が手話に対する関心と理解を深めるための取組を行う者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校における関心及び理解の増進)

第11条 町は、学校教育において、手話に対する関心と理解を深めることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関における環境整備)

第12条 医療機関は、医療機関の利用者が手話を使用しやすいようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、医療機関において利用者が手話を使用しやすいようにするため、手話通訳者を派遣する制度の充実及び周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等に関する措置)

第13条 町は、事業者その他の関係者と連携し、聴覚障害者である観光旅行者その他の滞在者が旅行に関連する施設及び公共施設において手話を使用しやすいようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第14条 町は、災害時において、聴覚障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の聴取)

第15条 町は、手話の普及に関する施策を講ずるに当たっては、手話を使用する聴覚障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 町は、手話の普及に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。